

丸岡城周辺整備事業
賑わい創出店舗運営事業者
募集要項



らしさ、かがやく。
坂井市

1. 募集の目的

坂井市では令和3年度に「丸岡城周辺整備基本計画」を策定し、丸岡城の歴史的・文化的価値を高めながら、地域コミュニティの醸成と周遊性の向上を目指す魅力ある観光地を実現するため、丸岡城周辺の観光まちづくりを進めています。

計画の第一歩として、令和7年3月に観光の拠点となる丸岡城観光情報センター「丸岡城マチヨリマーケット」を整備しました。10月には当時の内堀五角形を想起する水盤も完成し、丸岡城マチヨリマーケットや水盤を起点に天守西側へと続く導線を強化し、今後も丸岡城周辺の賑わい創出や観光客の周遊滞在環境の整備を進めていく予定です。

一方、これまで丸岡城を訪れる観光客や地元住民に対し、全国的にも評価の高い坂井市丸岡在来種のソバ※を使った手打ちそばを提供してきた旧観光情報センター「一筆啓上茶屋」ですが、施設の老朽化により今年度の取り壊しを予定しています。

そこで、代替施設として新たに天守西側に「賑わい創出店舗」を整備しており、その店舗を活用し引き続き質の高いそばを提供するほか、市やまちづくり団体などと連携して天守西側の新たな賑わい創出に寄与できる運営事業者を企画提案により募集します。

※丸岡在来種のソバ

小粒で風味に優れ、そば粉にした際に甘皮などのたんぱく質が多く含まれるため、香りがよくしっかりとした食感のそばができ、その人気から生産量の9割が県外へ販売されています。

2. 施設の概要

- | | |
|----------|---------------------|
| (1) 施設名称 | 賑わい創出店舗 ※施設の名称は別途決定 |
| (2) 所在地 | 坂井市丸岡町霞町1丁目26番地2 |
| (3) 延床面積 | 122.53㎡ |
| (4) 構造 | 木造2階建 ※図面等は別紙参照 |



2階客席からの眺望



建物外観(改修前)

3. 丸岡城について

丸岡城は江戸時代以前に建てられ、国指定重要文化財として毎年多くの観光客が訪れている木造現存12天守の一つであり、北陸地方では唯一の現存天守です。

昭和23年の福井地震により石垣もろとも完全に倒壊しましたが、住民の熱い想いや全国からの寄付などにより、天守の材料や石垣などの主要部材の多くを再利用して昭和30年に修復されました。消滅の危機から短期間で奇跡的に修復を成し遂げた丸岡城は「奇跡の修復城」として、今も当時と変わらない姿を誇り地元の人たちに愛されています。

丸岡城には年間20万人以上の観光客が訪れ、園内には約400本のソメイヨシノが植えられ「日本さくら名所100選」にも選ばれているほか、季節に合わせた様々なイベントを行っています。また、令和3年度からはプロジェクションマッピングを導入し、天守壁面に鮮やかな映像を映し出すなど、日中だけでなく夜間の観光誘客促進も図っています。



桜の時期の丸岡城天守



観光客入込数の推移（過去6年間）

時間	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
日中	203,000人	207,000人	169,000人	172,000人	141,000人	413,000人
夜間		27,000人	26,000人	28,000人	—	—

出典：福井県観光客入込数（推計）

※夜間はプロジェクションマッピング整備後から計測

丸岡城周辺で行われる主なイベント

4月	丸岡城桜まつり
10月	丸岡古城まつり
11月	坂井市古城マラソン／坂井市新そばまつり
3月	ふくい桜マラソン

4. 募集の概要

店舗内の床・壁・天井などの内装仕上げおよび照明、空調、換気、コンセントの電源など、建物に付随する工事は坂井市にて実施します。

① 運営条件

項目	内容
運営開始日	令和7年10月以降（予定） ※詳細な日時は今後協議し決定します
運営内容	丸岡在来種のソバを使用した手打ちそばなどの提供 ※メニュー構成や料金設定、店舗名称などについて、事前に市と協議し承認を得ること
営業日	原則として土日を含む週5日以上を指定営業日とします（年末年始を除く）
営業時間	原則として午前10時30分から午後4時までを指定営業時間とします ※それ以上の営業を制限するものではありません
契約期間	運営開始日から10年間
使用料（家賃）	年額1,200,000円（月額100,000円） ※光熱水費は別途必要になります

② 店舗面積 ※別添施設平面図参照

区分	面積	備考
1 階	6 7 . 0 4 m ²	厨房、客席、そば打ち室、配膳室、トイレ等
2 階	5 5 . 4 9 m ²	客席、配膳室、トイレ等
計	1 2 2 . 5 3 m ²	

③ その他の運営事業者による経費負担

項目	内容
厨房設備工事	テナント部分の厨房設備工事 ※給排水は床上接続、電気は壁面コンセント接続を想定 ※工事内容については、事前に市と協議し承認を得ること
備品・什器	運営に必要となる備品・什器等（点検・維持管理を含みます）
電気使用料	運営事業者が直接契約
上下水道使用料	
プロパンガス使用料	
電話引込工事費・使用料	
C A T V 引込工事費・使用料	
インターネット 引込工事費・使用料	
自治会等の会費	利活用事業者が自治体等の規定に基づき、定額を納付
各種保険料	運営に必要となる保険料
営業許可に係る経費	運営に必要となる営業許可経費
その他	運営に必要となるその他経費

6. 参加要件

個人、法人の別は問いませんが、次に掲げる要件のすべてを満たしてください。

- (1) 類似する店舗での運営・勤務実績、段位取得、大会入賞実績など、手打ちそばの提供における必要な技術を有していると客観的に判断できること
- (2) 飲食店の運営にあたり、必要となる資格または免許を有していること
- (3) 施設の基本的な考え方および事業の趣旨を理解し、市が委託するアドバイザーの助言に基づいた運営に協力できること
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- (5) 法人税または消費税および地方消費税のほか義務付けられている税を滞納していないこと
- (6) 参加申込書の受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと
- (7) 次の①から⑤までのいずれにも該当しないこと

- ① 役員等（役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ③ 役員等が自己、自社のしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- ④ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

7. 募集スケジュール

内容	日時
公募開始（公告）	令和7年 7月18日（金）
質問書受付期限	令和7年 8月 1日（金）午後5時
質問書に対する回答期限	令和7年 8月 4日（月）
参加申込書受付期限	令和7年 8月 8日（金）午後5時
一次選考（書類審査）結果通知	令和7年 8月中旬（予定）
二次選考（プレゼンテーションおよびヒアリング審査）	令和7年 8月下旬（予定）
選考結果通知	令和7年 8月下旬（予定）
準備期間・契約締結	運営候補者決定後から
開業	令和7年10月以降（予定）

8. 質問の受付および回答

（1）提出方法

質問書受付期限までに、質問書【様式4】に質問内容を記入の上、電子メールにて提出してください。なお、提出する際の件名は「賑わい創出店舗運営事業者募集に関する質問（提案者名）」としてください。

（2）電子メール提出先

kankou@city.fukui-sakai.lg.jp

（3）回答方法

質問および回答については、質問書に対する回答期限までに坂井市ホームページにて掲載します。

（4）留意事項

- ① 電話やファクスなど、様式以外の方法での質問は受け付けません。
- ② 審査に関する質問は受け付けません。

9. 参加申込書の提出

(1) 提出書類および部数

次の書類について、各1部を提出してください。

提出書類	留意事項
参加申込書【様式1】	事業計画書を兼ねる 別紙（任意様式）による企画提案資料の提出も可
収支計画書【様式2】	
誓約書【様式3】	印鑑は実印を押印すること
履歴事項全部証明書（写し可）	法人の場合のみ提出、発行後3カ月を超えないもの
直近1カ年分の貸借対照表および 損益計算書（写し）	法人の場合のみ提出
直近1カ年分の確定申告書および 収支決算書（写し）	個人事業主の場合のみ提出
直近3カ年分の所得証明書	新規創業の場合のみ提出

(2) 提出方法

持参または郵送にて提出してください。

① 持参の場合

平日の午前9時00分から午後5時00分までの間に持参してください。

② 郵送の場合

封筒に「賑わい創出店舗運営事業者募集関係書類在中」と朱書きの上、配達までの送達過程の記録が確認できるよう簡易書留等にて郵送してください。

(3) 提出先

「15. 書類提出および問い合わせ先」のとおり

(4) 参加の辞退

参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届【様式5】を速やかに提出してください。

10. 選定審査会（プレゼンテーションおよびヒアリング審査）の実施

(1) 日時および場所

一次選考を通過した提案者に対し、別途通知します。

(2) 実施方法

学識経験者などの審査員による非公開の選定審査会を設置し、評価します。

① 説明者は4名以内とします

② プレゼンテーションは提出した事業計画書に基づき、15分以内とします

③ プレゼンテーションにおいて別途パワーポイントなどを用いる場合は、坂井市の用意するプロジェクター（接続：HDMIケーブル）を使用できます。その際はノートパソコンなどを持参してください

④ プレゼンテーションに係るヒアリングは10分程度とします

11. 選定方法

(1) 審査項目と配点

選定審査会は、プレゼンテーションおよびヒアリングに基づき、次の項目について総合的に審査し、評価します。

審査項目	審査内容	配点
事業に対する理解度	事業の基本方針、経営理念	20
	販わい創出への意欲	20
	地域貢献や関係団体との連携	10
事業の持続可能性	事業計画の内容、実現可能性	20
	事業を実施できる経験や資金力の有無	10
	収支計画	10
	事業実施体制	10
合計		100

(2) 審査および採点時に重要視するポイント

- ・具体的な提供メニュー構成の有無（店内飲食、テイクアウト等）
- ・地元団体、企業等との連携・協力体制

(3) 運営候補者の選定

選定審査会の終了後、各審査員が事業計画などの採点を行い、評価点の合計が最も高い提案者を運営候補者として選定します。

(4) 選定結果の通知

選定の結果は、審査会に参加した提案者あてに郵送にて通知するとともに、市ホームページで公表します。通知および公表内容は、運営候補者の名称および評価点合計とします。

(5) 留意事項

参加申込書の提出が1者である場合は、全審査員の評価点の平均が60点以上で合格とします。平均が60点未満の場合、または参加申込書の提出がない場合は、再度公告して募集します。その際、必要に応じて参加資格の変更または履行期間の変更などを行うことがあります。

12. 契約の締結

(1) 賃貸借契約の締結

選定審査会にて決定した運営候補者と事前協議を行った後、運営事業者として坂井市または施設管理者と建物賃貸借契約を締結します。なお、運営にかかる準備期間中の使用料（家賃）は免除します。

(2) 留意事項

運営候補者が正当な理由なく賃貸借契約を締結しない場合または協議が整わなかった場合は、審査会における次点の提案者と協議します。

13. 失格要件

次に掲げる要件に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合
- (2) 本募集要項に定める提出書類の作成および条件などを逸脱した提案であった場合
- (3) 指定する審査会の集合時間に遅刻した場合
- (4) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (5) 審査員に対し、選定に係る接触の事実が認められた場合

14. その他の留意事項

- (1) 提出書類の作成や選定審査会に係る一切の経費については、提案者の負担とします
- (2) 全て提出書類は返却しません
- (3) 提出書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがあります
- (4) 本件募集により知り得た情報は、他者に漏らしてはなりません
- (5) 本募集要項に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令およびその関係法令ならびに個人情報の保護に関する法律、坂井市財務規則およびその他の坂井市が制定する関係条例、規則等に従うものとします

15. 書類提出および問い合わせ先

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1

坂井市産業政策部 観光交流課 観光拠点整備推進室

電話：0776-50-3155（直通） ファクス：0776-68-0440

メール：kankou@city.fukui-sakai.lg.jp

※平日午後5時15分以降と土日祝日は問い合わせの対応ができませんので、ご了承ください